

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、自宅療養をお願いいたします。

なお、医師より登校許可が出ましたら、下の報告書に記入し学校に提出してください。

学校感染症とお休みする期間の目安(期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症法の一類感染症と結核を除く二種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。) 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群(MERS)	治癒するまで
第二種 空気感染又は飛沫感染するもので児童生徒のり患が多く、学校において流行を広げる可能性の高い感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師の許可があるまで

問合せ先
電話 0463-34-7489
養護教諭

キリトリ

令和 年 月 日

学校感染症報告書

____年__組 氏名_____

保護者氏名_____

欠席の理由(診断名)	
欠席の期間	月 日 ~ 月 日 (早退した日も含みます)
診察を受けた医療機関名・医師	
受診した日	月 日
いつから登校してよいと言われましたか	月 日 から